

新宿区教育委員会会議録

平成19年第3回臨時会

平成19年8月29日

新宿区教育委員会

平成19年第3回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成19年8月29日(水)

開会 午後 2時02分

閉会 午後 2時35分

場 所 新宿区役所6階会議室

出席者

新宿区教育委員会

委員長職務代理者	木 島 富士雄	委 員	内 藤 頼 誼
委 員	白 井 裕 子	教 育 長	金 子 良 江

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	渡 部 優 子	教育指導課長	上 原 一 夫
生涯学習振興課長	本 間 正 己	生涯学習財団 担当 課 長	小野寺 孝 次

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第78号 新宿区立館山塩見臨海学園の廃止について
- 日程第2 議案第79号 新宿区立区外学習施設条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第80号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第81号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第82号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第83号 平成19年度新宿区一般会計補正予算(第3号)

報告

- 1 「新基本構想・総合計画・第一次実行計画 素案」について(教育政策課長)
- 2 その他

開 会

木島委員長職務代理者 それでは、ただいまから平成19年新宿区教育委員会第3回臨時会を開催いたします。

本日は熊谷委員長が都合により欠席しておりますので、職務代理者として私が務めさせていただきます。本日熊谷委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いいたします。

白井委員 了解いたしました。

議案第78号 新宿区立館山塩見臨海学園の廃止について

木島委員長職務代理者 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第78号 新宿区立館山塩見臨海学園の廃止について」を議題といたします。

議案第78号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第78号でございます。

新宿区立館山塩見臨海学園の廃止について、提案理由でございますけれども、新宿区立館山塩見臨海学園を廃止する必要があるためでございます。

裏面をごらんください。廃止についてでございますけれども、1番 廃止理由でございます。

館山塩見臨海学園につきましては全面改築が昭和58年、もともと39年に開設したものでございますがその後20年、全面改築から20年が経過しまして、継続して使用するには大規模な改修を行わなければならないということになってございます。

平成16年7月の校外施設あり方検討会の「移動教室・夏季施設のあり方について（最終報告書）」において、館山塩見臨海学園は大規模改修が必要と見込まれる平成20年度を目途に廃止、それまでの間（平成17年から19年まで）でございますけれども、小学校移動教室代替教育プログラムの開発のための調整期間と位置づける旨の報告がまとめられてございます。

この報告に基づきまして、館山塩見臨海学園廃止後の移動教室を継続して実施するための環境が整ったために、今回廃止するということでございます。

廃止時期でございますが、平成20年3月31日でございます。

3番の、移動教室代替措置としましては、プログラムとして館山、日光、箱根の民間施設

を借り上げまして、3施設に分けて移動教室を実施するというものでございます。

資料として最終報告書をつけさせていただきますのでごらんください。

以上でございます。

木島委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

内藤委員 築20年以上たって大規模改修には経済的にも合理的じゃないということはわかるんですが、代替施設、3施設に分けて移動教室を実施するとありますが、既にテスト期間と
いうか、を経て、代替施設はどんなところに確定しているんですか。

教育指導課長 指導課長です。今説明をいたしましたけれども、平成17年にまず日光で代替
施設、ホテルでございますけれども借り受けまして、5校実施いたしました。

そして平成18年には日光に加えまして箱根でもホテルを借り受けまして実施いたしまして、
塩見臨海学園とともに、今年度につきましては館山にあるホテルも借り受けまして、今年度
につきましては館山の従来の塩見臨海学園、そして代替施設であるホテル、そして日光、箱
根の代替施設という形で代替施設の受け入れの実施を行ってきたところでございます。

今年度実施いたしまして、ほぼ館山においても代替施設で実施が可能であるということで、
臨海学園はなくなりましたとしても館山、そして日光、箱根での実施ができるということが
わかったところでございます。

ということで次年度以降は、この3カ所での実施をしていきたいと考えているところでご
ざいます。

以上でございます。

木島委員長職務代理者 以上ですが、いわゆる臨海、山の方、箱根とか日光というところでも山という感じですけども、そういう意味では館山の方の施設の近くですか、そこで民間施設を借りて同じように、代替としてやるということですね。

はい。

白井委員 代替施設で一応やったコストの点なんですけど、最終報告書13ページですと、大
体平成15年度で1人当たり3万5,000円ぐらいコストがかかっているという、多分この表の
ようなんですけど、大体借り上げでやった場合にはそれプラスアルファぐらいなんでしょう
か。どんな感じだったんでしょうか。まだ出てないですかね。

教育指導課長 教育指導課長でございます。

代替施設では、1日当たり1人の費用が7,000円ということになってございます。という
ことで2泊3日、2泊いたしますので1万4,000円。そのうち従来から塩見臨海学園を利用

していた場合の2泊3日の賄い費が3,130円でございます、ですので要は代替施設を借りたといいたしましても3,130円は賄い費用としてこれからもお支払いいただくと。ただし、それ以外に分、1万4,000円引く3,130円分を区の方で持ち出しとなるという、そんな金額となっておりますでございます。

ですので、これからするとずっとかえって安くなるということでございます。

以上でございます。

白井委員 そうしますとやはり平成16年度の方針というのは正しかったってというような形で今、第1年度検証できているってということですかね。はい、わかりました。

木島委員長職務代理者 ほかに御意見、御質問。

特になければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第78号 新宿区立館山塩見臨海学園の廃止について」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 議案第78号、原案のとおり決定いたしました。

議案第79号 新宿区立区外学習施設条例の一部を改正する条例

木島委員長職務代理者 次に、「日程第2 議案第79号 新宿区立区外学習施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案第79号の説明を、教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 議案概要をごらんください。議案概要において説明させていただきます。

第79号議案でございます。件名は「新宿区立区外学習施設条例の一部を改正する条例」でございます。今議決いただきました、館山塩見臨海学園の廃止に伴います条例改正でございます。

これは2つに分かれてまして、1つ目が指定管理者の規定について、他条例との整合を図るため規定を整備するとともに、規則への委任の規定について、法令の実例等により文言を整備するというもので、これは廃止に伴うものではなくて文言整備でございます。

お手元の新旧対照表の規定整備関係をごらんください。議案の1ページ開いたところでございます。

これの1つ目が、現行が、指定管理者の指定を受けた被選定団体となっておりますけれども、改正案は単に指定管理者となっているものでございます。

これは区の条例でいろんな指定管理者を使ったところがございますけども、これがすべてこうなってますので、これに合わせたという規定整備の部分でございます。

それからその下の委任のところでございますけども、現行が委任、改正案が規則への委任となつてございます。

これはさまざまな条例で、やっぱりこのような委任条項がございますけれども、それが不統一になってございます。それで区全体の条例のつくりとしまして、今後は条例改正の機会をとらえて、改正案のとおり条文にかえることにいたしました。このため、今回の改正になったものでございます。ですから今後は、委任については改正案のとおりすべてこれに統一されるというものでございます。

議案概要にお戻りください。施行日は公布の日でございます。

2つ目でございますけれども、新宿区立館山塩見臨海学園を廃止するとともに、廃止に伴い規定を整備するものでございます。これが3つに分かれてございます。

1つ目が、館山塩見臨海学園を廃止しまして、同学園に関する規定を削除するものでございます。

2つ目が、条例の題名を新宿区立女神湖高原学園条例に改めるものでございます。これは今までは館山塩見臨海学園と女神湖高原学園の2つが区外学習施設でございましたものから、題名が区外学習施設条例となつてございましたけれども、1つの廃止によって女神湖のみになったものですから、条例の題名をこのように改めるというものでございます。

次、(3)番目でございますけれども、指定管理者に女神湖高原学園の管理を行わせることから、指定管理者に関する規定について生涯学習活動の章から独立させ、1章を設けるものにするということでございます。施行日が20年4月1日でございます。

(3)番でございますけれども、館山塩見臨海学園は区の直営管理の施設でございました。女神湖は指定管理者でございましたので、そういう意味では別々の施設について指定管理者を1つ規定したわけでございますが、今度は削除をされたことによって、女神湖だけが残りましたので、これを指定管理者として1章を設けて規定整備したものでございます。

以上でございます。

木島委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは、区立区外学習施設が1つにまとまったということで、それに条文を改めたっていうことでよろしいですか。

では特に御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

「議案第79号 新宿区立区外学習施設条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 議案第79号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第80号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

木島委員長職務代理者 次に、「日程第3 議案第80号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案第80号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 第80号議案でございます。件名は「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。1と2がございます。概要に沿って説明させていただきます。

1でございますけども、第1条の規定内容から、第1条を趣旨規定に改めるものでございます。これは条文の内容が目的より趣旨にふさわしいということで文言整備したものでございます。

お手元の新旧対照表をごらんください。現行が目的になっているものを改正案は趣旨に改めるものでございます。内容によって条例の表題をかえたものでございます。

2番でございますけれども、法令の実例等によって規則への委任の規定について文言を整備するものでございます。これは先ほどの79号議案と同じように規則の委任のところについてはこれを規定整備するというものでございます。

以上でございます。

木島委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

特にこれも文言の整備ですからよろしいですね。

特に御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

「議案第80号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 議案第80号は原案のとおり決定いたしました。

議案第81号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例

木島委員長職務代理者 次に、「日程第4 議案第81号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案第81号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第81号議案でございます。件名は「新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例」でございます。これにつきましてはお手元の新旧対照表をごらんください。

これは法令の実例等、新宿区のほかの条例等を勘案しまして、こういうふうにはほかの条例がなっているということで規定整備、文言を整備するものでございます。

以上でございます。

木島委員長職務代理者 これも、議案の文言整備ということで、特にないと思います。

よろしいですか。

それでは、御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

「議案第81号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 議案第81号は原案のとおり決定いたしました。

議案第82号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

木島委員長職務代理者 次に、「日程第5 議案第82号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第82号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第82号議案でございます。件名は「新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」でございます。概要をごらんください。

東京都の教育委員会は、「東京都立学校の管理運営に関する規則」を一部改正し、校長、教諭及び養護教諭の職を、職務の困難度及び責任の度合いの違いに基づき分化しまして、平成20年4月から都立学校に新たに統括校長、主任教諭及び主任養護教諭を設置することができることといたしました。

これに伴いまして、県費負担教育職員の適切な任用管理の点等から、全区市町村の小・中学校等でこれらの職を設置することができることとする必要があり、区立小・中学校、特別支援学校においても統括校長、主任教諭及び主任養護教諭を設置することができることとするともに、規定の整備を行うものでございます。

1、2、3 ございまして、1 が統括校長 特に重要かつ困難な職責を担う校長の職、2 主任教諭 特に高度の知識または経験を必要とする教諭の職、3 主任養護教諭 特に高度の知識または経験を必要とする養護教諭の職、施行日が平成20年4月1日でございます。

教諭の職の分化につきましては、東京都の動きを報告してきたところでございますけども、今回、区立学校の管理運営に関する規則を改正するものでございます。

スケジュールでございますけども、都は7月9日に規則改正を済んでございます。

都の方では、区の規則改正をもとにしまして分化後の職に見合った給与改定を、東京都の人事委員会に要望いたします。

10月になりますと人事委員会の給与勧告を受けることになります。10月から11月にかけて、給与改定交渉を行いまして、11月以降先行実施、20年4月には任用開始というようなスケジュールになってございます。

以上でございます。

木島委員長職務代理者 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

この点に関しても、いろいろと今まで当委員会も検討、またいろいろと話し合いをしてきたわけですが、東京都といわゆる教育委員会の方としても、いろいろとまだ細かい点についても打ち合わせをしている段階だろうと思いますが、それに関しては何かほかに、御質問等あれば。

内藤委員 この統括校長なんですけど、規則で、重要かつ困難、困難ていうのを明文化する必要が有りますかね。重要な職責でいいんじゃないか、つまり困難というのはちょっと主観的な、重要というのも主観的な判断かな。

困難な学校、困難な学校の校長というのは、どうなんでしょうかね。置かれている学校を取り巻く環境、つまり当然学校が変わっていくわけですよ。困難校と思われていたけれども今はそうでないとか、その辺どうなんでしょうかね。

この第5条の2というのは、その時々教育委員会の判断ということになるわけですか。

教育指導課長 指導課長でございます。都の方の管理運営規則におきましては、一応アからエという形で4項目の例示がしてございます。ただしこれにつきましては、最終的には区市町村教育委員会で設置基準を作成し、それをもとに統括校長の配置を決定する、もちろん都教委のベースとなる考え方がございますけれども、最終的には都教委としての判断のもとで、その設置校を決めていくということになろうと思います。

今の、委員からの御指摘なども勘案しながら、まさに本区としての設置校を決めていくこ

とが重要になろうと考えています。

教育長 その時々々の区教委の判断という考え方でよろしいかと思ます。

その、困難という言葉が適切かどうかというのはなかなか難しいところではあるのですが、よく指導がなかなか難しい、そういう学校であるとか、そういう言い方は一般的にはありません。

ただ、こういう実際に基準をつくる時にもう少し明示した区教委としての考え方が具体的に表記されたものとして何か皆さんに説明できるようにしておく必要があるのかなというふうに思っております。

木島委員長職務代理者 その点、やはり区教委の判断でということを前提に、やはり区の教職員の方々にもわかりやすく説明をしていただくように努めていただきたいと思いますね。

白井委員 それに関連してなんですが、5条の2だと、委員会が別に定める基準に基づきという一文が入っているんですけど、この規則以外の部分で別なまた基準というのを定めるという作業になるんですかね。

教育指導課長 今御指摘のことをございますけれども、東京都教育委員会の方で基準を定めますけれども、その基準をもとにしながら別途区教委といたしまして基準を定めていくという趣旨でございます。

白井委員 そういうところで、ちょっと抽象的な、重要かつ困難な職責、というようなところは、そのところでちょっと議論して具体的に誤解がないような形を定めるということですよ。

教育指導課長 はい。

教育長 どういうレベルの文章にするかはちょっと後で精査いたしますが、いずれにしても区民の皆さん、あるいは学校に説明できるようにしないといけないと思いますので、そこは何らかの形にしていく工夫をしていきたいと思っております。

木島委員長職務代理者 そういう点をきちんと明確にしてもらおうということで、よろしいでしょうか。

白井委員 はい。

木島委員長職務代理者 それでは、特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第82号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 議案第82号は原案のとおり決定いたしました。

議案第83号 平成19年度新宿区一般会計補正予算(第3号)

木島委員長職務代理者 次に、「日程第6 議案第83号 平成19年度新宿区一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

はい、教育長。

教育長 「日程第6 議案第83号 平成19年度新宿区一般会計補正予算(第3号)」については、平成19年第3回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正・円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いいたしたいと思っております。

木島委員長職務代理者 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第6 議案第83号 平成19年度新宿区一般会計補正予算(第3号)」を非公開により審議することに異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 では、「議案第83号 平成19年度新宿区一般会計補正予算(第3号)」を非公開により審議いたします。

傍聴人の方は議場より退席をお願いいたします。

午後 2時30分再開

木島委員長職務代理者 以上で、本日の議事は終了いたしました。

報告 1 「新基本構想・総合計画・第一次実行計画 素案」について

報告 2 その他

木島委員長職務代理者 次に事務局からの報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行いません。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 報告の1番でございますけども、新基本構想・総合計画・第一次実行計画についての素案でございます。

8月3日の協議会におきまして、これらについての説明はそれぞれ概略でございますがさせていただきます。

その際、御質疑いただきましたけれども、本日は委員会として正式にこれを出させていた
だいて、改めて御意見等がありましたら伺いたいというものでございます。

本日は特に説明はいたしません。8月25日号の広報でこれ出ましたので御存じとは思って
ますけれども、現在9月25日までにパブリックコメントを実施することになってござい
ます。それとともに8月28日から9月7日までの間に10カ所で地域説明会を開きま
して、区民の御意見を伺っているところでございます。

8月3日の協議会での委員の皆様のお意見あるいは御要望も、本日いただく御意見もす
べて今後反映できるものはしていくということで考えてございますので、ぜひ御質疑
いただきたいと思っております。

なお基本構想につきましては、11月30日から始まります第4回定例会で議案として上
程いたします。

総合計画につきましては今検討中でございます。

以上でございます。

木島委員長職務代理者 説明が終わりました。報告1について御質疑のある方はどうぞ。

これも前回一応報告を受け、それに対しての意見も出たわけですが、これはパブリック
コメントなんかの関係をしながらということですね。

ということですが、ほかに御質問がなければ、本日の日程で「報告2 その他」とな
っていますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 ございません。

木島委員長職務代理者 それでは報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

木島委員長職務代理者 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 2時35分閉会